

#### 議第43号

呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年呉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第12項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第18条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。